

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 字の区域の変更・2件（市町村課） ..... 1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧・2件（自然保護課） ..... 7
- 土地改良区設立認可申請の適当の決定（村づくり計画課） ..... 8
- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） ..... 8
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 8
- 歳入の徴収の事務の委託・2件（観光振興課） ..... 9

### 公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） ..... 9
- 開発行為に関する工事の完了・12件（建築指導課） ..... 9

## 告 示

### 沖縄県告示第504号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮古島の区域内の別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更する旨、同市長から届出があった。

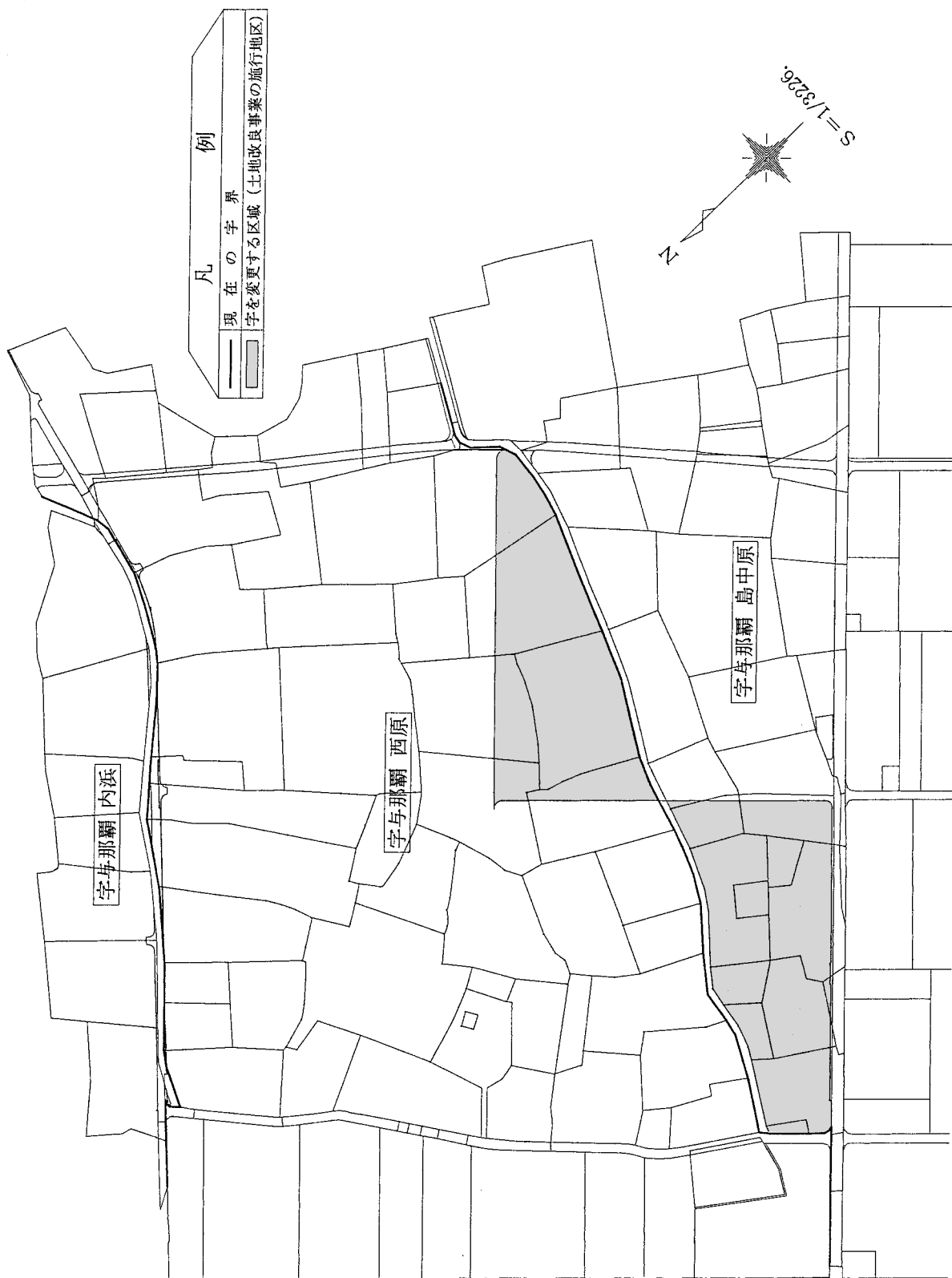
なお、この処分は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による宮古島市内浜地区土地改良事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

別図1

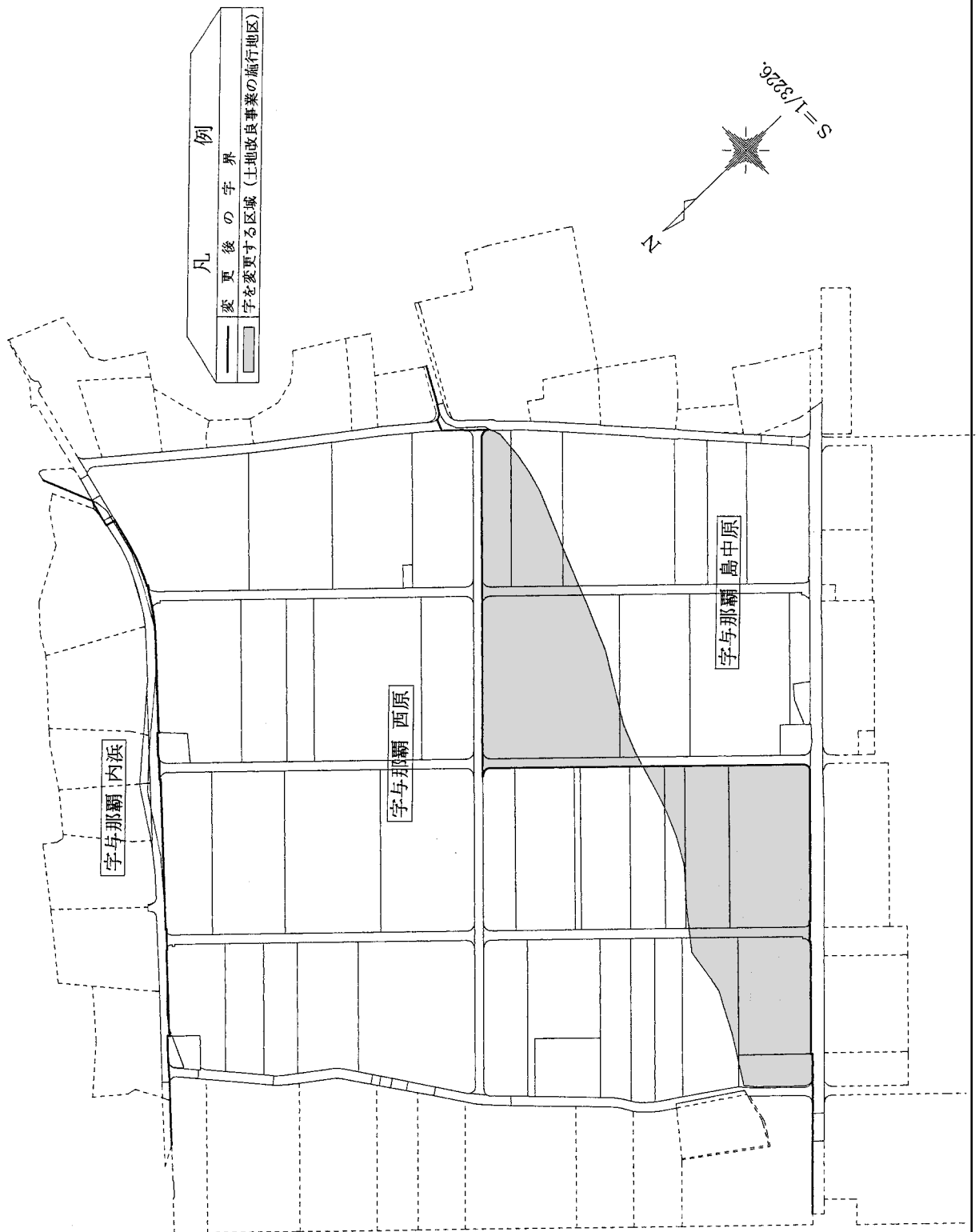
宮古島市内浜土地改良事業 字の区域の変更図 (変更前)



この図面は平成18年1月25日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。

別図2

宮古島市内浜土地改良事業 字の区域の変更図 (変更後)



この図面は平成18年1月25日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。ただし、宮古島市内浜土地改良事業の施行地区については平成18年1月25日現在の同事業に係る図面に基づくものです。

**沖縄県告示第505号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八重瀬町の区域内の別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更する旨、同町長から届出があった。

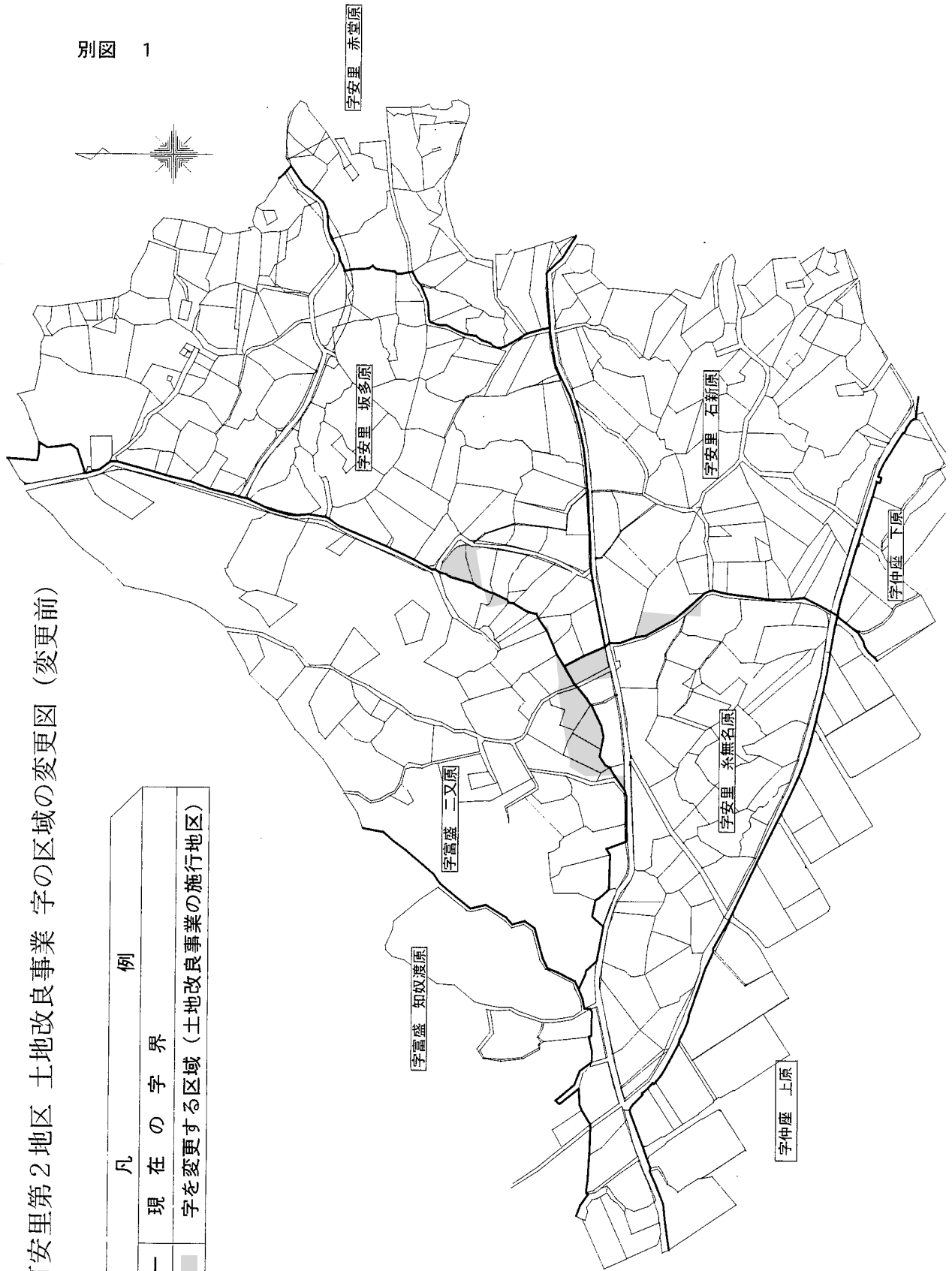
なお、この処分は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による八重瀬町安里第2地区土地改良事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

別図 1

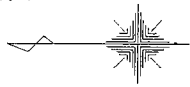
八重瀬町安里第2地区 土地改良事業 字の区域の変更図 (変更前)



凡 例	
	現在の字界
	字を変更する区域 (土地改良事業の施行地区)

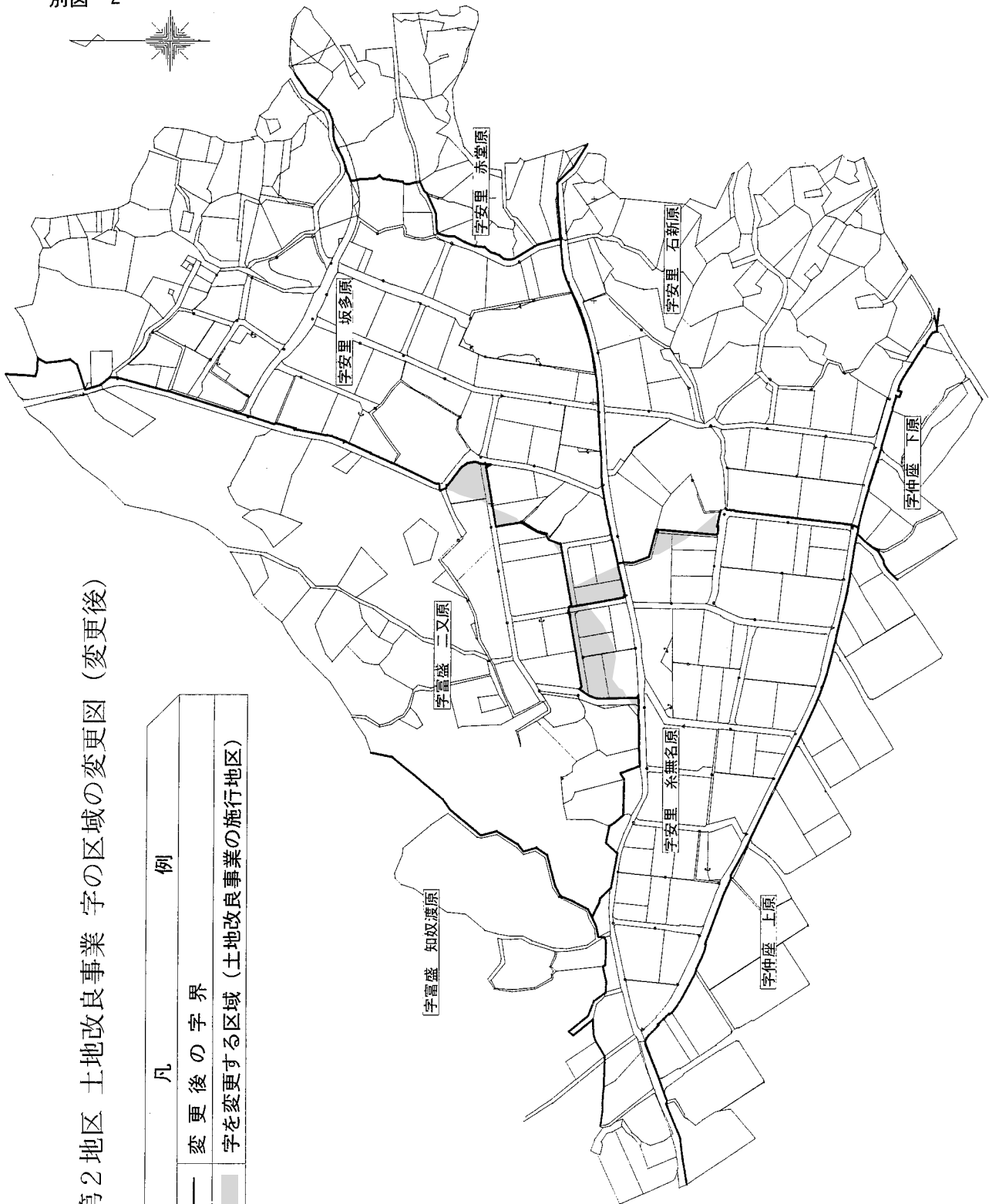
この図面は平成18年3月24日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。

別図 2



八重瀬町安里第2地区 土地改良事業 字の区域の変更図 (変更後)

凡 例	
	変更後の字界
	字を変更する区域 (土地改良事業の施行地区)



この図面は平成18年3月24日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。ただし、八重瀬町安里第2地区土地改良事業の施行地区については、平成18年4月8日現在の土地改良法第89条の2第1項の規定による同事業の換地計画に係る図面に基づくものです。

## 沖縄県告示第506号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 特別保護地区の名称 末吉鳥獣保護区末吉特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 末吉鳥獣保護区全域
- 3 特別保護地区の存続期間 平成18年9月26日から平成38年9月25日まで（20年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 特別保護地区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
  - (2) 特別保護地区の指定目的  
当該特別保護地区の区域の中心部を安謝川（二級河川）が流れている。当該区域の全域が那覇市の都市公園区域であり、また、区域北側の丘陵には国指定史跡の末吉宮がある。  
当該区域では、鳥類のカワセミをはじめ、ほ乳類のオリオオコウモリやリュウキュウジャコウネズミ等が確認されている。  
冬鳥であるシロハラが末吉宮に隣接する樹林地を集団でねぐらとして利用する。また、ツバキの花を食べるメジロ、クチナシの実をついばむヒヨドリ、昼間に高木をねぐらとするオリオオコウモリ等、当該区域の植物を多くの鳥獣が利用し、これら鳥獣にとって当該区域は重要な場所である。  
当該区域は、市街地にあつて、多様な鳥獣類の休息地及び採餌の場であり、また、市民が自然とふれあう憩いの場となっていることから、身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定するものである。
- 5 縦覧の場所 沖縄県文化環境部自然保護課及び那覇市環境部環境保全課
- 6 縦覧の期間 平成18年7月21日（金曜日）から同年8月3日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 7 意見書の提出等
  - (1) 意見書の提出 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、6に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書の提出先 沖縄県文化環境部自然保護課

## 沖縄県告示第507号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、次のとおり当該特別保護地区の指針案を縦覧に供する。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 特別保護地区の名称 比謝川鳥獣保護区比謝川特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 比謝川鳥獣保護区全域
- 3 特別保護地区の存続期間 平成18年9月26日から平成38年9月25日まで（20年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 特別保護地区の指定目的  
当該特別保護地区の区域は、嘉手納町の北側を流れる比謝川（二級河川）と同河川左岸に沿った傾斜地からなる。  
当該区域に生息する鳥類の中には、サシバやズアカアオバト、コゲラ等の森林性の鳥類のほか、ミサゴやカイツブリ、リュウキュウヨシゴイ、チュウサギ、カワセミ等の水辺の鳥類が確認されている。これら以外にも、比謝川を餌場や休息場として利用しているサギ類が多く生息している。このことから、森林性及び水辺の鳥類にとって当該区域は重要な場所であるといえる。  
また、哺乳類ではオリオオコウモリが当該区域に生息しており、比謝川沿いに生育するオオバイヌビワや、植栽されたテリハボクの実を餌として利用しているのが確認されており、本種にとって重要な

場所である。

当該区域は、これら多様な鳥獣類の休息地及び採餌の場として利用されていることから、森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、鳥獣の保護を図るものである。

5 縦覧の場所 沖縄県文化環境部自然保護課及び嘉手納町建設部産業振興課

6 縦覧の期間 平成18年7月21日(金曜日)から同年8月3日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出 指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、6に掲げる縦覧期間満了の日までに、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先 沖縄県文化環境部自然保護課

#### 沖縄県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、糸満市真栄平西土地改良区の設立認可について、平成18年7月10日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧に供する期間 平成18年7月24日から同年8月18日まで

3 縦覧に供する場所 糸満市役所

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、名護市長から協議のあった嵐山地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成18年7月10日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成18年7月24日から同年8月18日まで

3 縦覧に供する場所 名護市役所

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字源河柚山2575番（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 気象観測施設用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 名護市字源河柚山2575番（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 気象観測施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部林業事務所において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第511号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 委託した徴収事務 沖縄コンベンションセンターの使用料（沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）附則第3項に規定する使用料をいう。）の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地の1
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

---

**沖縄県告示第512号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 委託した徴収事務 万国津梁館<sup>しんりょうかん</sup>の使用料（万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）附則第3項に規定する使用料をいう。）の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地の1
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

---

**公 告**

---

この度本職は、海外へ出張するので、平成18年7月25日から同月29日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事牧野浩隆が代理する。

平成18年7月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年6月28日 沖縄県指令土第670号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字新里591番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場404番地の2 与那嶺明
- 5 検査済証番号 平成18年4月21日 N第1号
- 6 工事完了年月日 平成18年4月5日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年11月17日 沖縄県指令土第1039号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平802番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇91番地 安里由美子
- 5 検査済証番号 平成18年5月9日 N第2号
- 6 工事完了年月日 平成18年4月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年10月7日 沖縄県指令土第946号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山755番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1116番地 南風原第二団地11-206 大城洋子
- 5 検査済証番号 平成18年5月11日 N第3号
- 6 工事完了年月日 平成18年4月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年11月28日 沖縄県指令土第1054号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川91番1及び177番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋368番地 サンキャッスル403 嶋袋純
- 5 検査済証番号 平成18年5月11日 N第4号
- 6 工事完了年月日 平成18年4月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年11月7日 沖縄県指令土第1006号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山658番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山206番地 金城智彦
- 5 検査済証番号 平成18年5月17日 N第5号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年1月13日 沖縄県指令土第14号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根95番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地25番地 崎山輝彦

- 5 検査済証番号 平成18年5月17日 N第6号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月8日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年6月7日 沖縄県指令土第606号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字新里620番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字手登根71番地 糸数克也
- 5 検査済証番号 平成18年5月25日 N第7号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月19日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年9月2日 沖縄県指令土第846号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波190番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 渡名喜村字渡名喜1975番地の1 渡口政治
- 5 検査済証番号 平成18年5月25日 N第8号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月8日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年1月12日 沖縄県指令土第11号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字名嘉地314番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地211番地の1 上原信孝
- 5 検査済証番号 平成18年5月25日 N第9号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月10日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年3月31日 沖縄県指令土第438号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名95番1、95番2、95番3及び105番4
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字大名95番地の1 沖縄県森林組合連合会代表理事会長 岸本建男
  - 5 検査済証番号 平成18年5月29日 N第10号
  - 6 工事完了年月日 平成18年5月15日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年8月19日 沖縄県指令土第824号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次709番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山547番地 與座敏光
- 5 検査済証番号 平成18年5月31日 N第11号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年5月24日 沖縄県指令土第565号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部88番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里崎山町1丁目26番1号 町田淳
- 5 検査済証番号 平成18年6月1日 N第12号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--